

聴覚障害者に対応した火災警報設備等に普及促進に係る論点

1 光警報装置（仮称）について

(1) 設置が必要とされる対象施設の考え方

- アンケート調査から、早期に設置の希望がある対象としては、「聴覚障がい者等が多数利用する施設」及び「聴覚障がい者等が一定の頻度で利用する施設」が中心と考えられるか。

アンケート調査の結果では、自宅以外で音以外の火災警報設備が必要と感じる施設の上位3位は、「駅・空港・港」(66.3%)、「ホテル」(64.8%)、「病院」(61.0%)となっている。

- 周辺環境等により音に気付きにくい施設（ディスコ、カラオケ、工場等）について、設置のメリットが大きいのか。
- 他方で、ユニバーサルデザインの観点からは自動火災報知設備等が設置されているすべての対象物に設置することを目指すべきとの意見についてどう考えるか（一定の規模以上等の線引きが必要か）。

(2) 具体的な設置場所等の考え方

- 設置場所に応じた設置方法については資料3-3の技術基準案を基に、モニタリング調査の結果等を加味し、整理していく方向でどうか。
- アンケート調査から、早期に設置の希望がある対象としては、上記施設のうち、「不特定多数が行き来する場所」、「長期に滞在する個室的な場所」が中心と考えられるか。

アンケート調査の結果では、自宅以外で音以外の火災警報設備が必要と感じる場所について、「駅・空港・港」ではホーム、通路、トイレ、「ホテル」では客室、浴室、トイレ、ロビー、「病院」では待合室、病室が多くなっている。

- 他方で、ユニバーサルデザインの観点からは自動火災報知設備等の音響警報が設置されている全ての場所に設置することを目指すとの意見についてどう考えるか（必要性の高い一定の場所に絞る方が早期の普及が期待できるか）。

(3) 既存の建築物等に対する考え方

- 将来的には、すべての対象物で普及を目指すことを基本とするか。
- 改修の基本的なコストはどのくらいか。

Ex. 延べ床面積 1,500 m²、6階建てぐらいの規模の事務所ビルにおいて、光警報装置を 60 個程度設置した場合、約 200 万円程度必要（機器費用・工事費用込みの概算。ただし、設置する建築物等の部屋数や構造により異なる。）

(4) 普及促進のための具体的手法の考え方

- 上記(1)～(3)の考え方を踏まえ、法令による義務化、消防庁及び関係団体による広報、インセンティブの付与、その他多角的な方策によって普及促進を図ることとするか。

- 法令による義務化

罰則により担保されるものであり、基本は「必要最低限の範囲」とされている。諸外国における法的義務対象施設や設置場所はどのようになっているか。

- どのようなペースで普及させることを目標とするか。
英国、米国にあっては、新築及び一定規模以上の改修等の際に法令義務を適用。

2 その他の警報手段について

- アンケート調査により、光警報装置以外でも必要性が高いとされている「文字表示装置」、「振動装置（シェーカー、携帯電話）」について、今後、海外の事例等を踏まえ、重点的に技術的な整理等を行うこととするか。

アンケート調査の結果では、自宅以外で音以外の火災警報設備を設置する場合の有効な機器として、ほぼすべての場所において平均的にフラッシュライトが高い水準となっているが、設置する場所によっては、「シェーカー」（就寝する場所：59.9%）、「文字表示装置」（不特定多数がいるような場所：62.5%、特定多数がいる場所：53.2%）が高い水準となっている。

- 「文字表示」について
警報の分かりやすさを求めるという意味においては、機器に「火災」と書くことで補うことができると考えられるか。
将来的には火災の発生を知らせる機器そのものではなく、火災発生場所や避難経路等の情報を伝え、従業員等による避難誘導を補完するものとして位置付けることが考えられるか。
- 「振動」について
就寝場所等で付加的に設置すること等についてどう考えるか。